

排水路測量業務委託（安城町地内）

特記仕様書

第1条 適用範囲

1. 本特記仕様書は安城市（以下「発注者」という。）が実施する「排水路測量業務委託（安城町地内）」について適用するものとする。
2. 本業務の受注者は契約図書、関連法規、特記仕様書及び愛知県建設局発行の測量及び設計業務等共通仕様書（以下「共仕という。」）を遵守しなければならない。

第2条 業務目的

本業務は、安城町地区の排水路の排水系統を詳細に把握するため、現地を測量し、最適な排水計画を計画することを目的とする。

第3条 業務内容

1. 受注者は契約後速やかに契約図書等に基づき業務計画を作成し、発注者に提出しなければならない。
2. 計画の検討に必要となる、測量を以下について行うものとする。
なお、使用する基準点については発注者に指示に従うこと。

(1) 路線測量 L=1.1km W=20m

現況の排水路敷高、流入している排水路を調査、測定し縦断図を作成する。
また街区（地形変化点）毎に横断図を作成する。

- ・作業計画
- ・現地踏査
- ・中心線測量

（縦断測量を実施するための卓上での線形計算のみとする P=50m）

- ・縦断測量
- ・横断測量（街区毎に1箇所程度 P=100m W=20m）

3. 排水計画検討業務以下のとおり行うものとする。

(1) 資料収集

施設・区画割平面図、雨水管資料、天草川の改修計画図及びその他必要な資料収集及び整理を行う。

(2) 現地踏査

現況流域を調査し、排水系統等について確認する。

(3) 流量断面計算

流域調査の結果及び排水先の敷高を考慮した、排水系統、計画勾配及び計画断面を決定する。

(4) 報告書作成

- ・計画の概要
- ・決定した事項についての検討の経緯とその結果
- ・その他必要事項 について解説して取りまとめる。

第4条 提出書類

受注者は、本業務の着手及び完了時には、発注者の契約定款に定めるもののほか、次の書類を提出し、承認を受けるものとする。また、承認された事項を変更する時も同様とする。

- (1) 現場代理人・主任技術者届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 履行報告書
- (4) 業務カルテ（着手時、変更時、完了時）
- (5) 完了届
- (6) 納品書
- (7) その他発注者が必要と認めた書類

第5条 協議・打合せ

共仕第112条の第2項に記載のある、業務の区切りは下記のとおりとし、打合せ場所は安城市役所建設部土木課とする。

また、受注者は本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。

なお、その結果について記録し相互に確認するものとする。

- (1) 業務着手時
- (2) 中間時（1回）
- (3) 成果品納入時
- (4) その他、発注者が必要と認めたとき

第6条 成果品

1 納品する成果品は次に掲げるものとし、すべて発注者の承認を受けずに他に公表、貸与及び使用してはならない。

なお、成果品は次のとおりとする。

- ・排水計画検討業務・測量成果報告書 1部（A4版ファイルとじ）
- ・各種設計図書 CD-R 1部
- ・その他必要と認められた資料 1式

成果品納入場所は、安城市役所建設部土木課とする。

2 受注者は、成果品完成後に「発注者」の審査を受けなければならない。

- 3 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

第7条 電子納品

本業務は、電子納品対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。なお、電子成果品は「土木設計業務等の電子納品要綱 令和2年3月」、図面作成は「CAD製図基準 平成29年3月」に基づき作成するものとする。

第8条 疑義

受注者は、本業務の実施に当たり設計図書等に疑義を生じた場合は、特記仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ処理するものとする。

第9条 その他

受注者は、本業務の進捗状況を把握するために、毎月5日までに履行報告書を提出すること。

設計業務における電子納品に関する特記仕様

(電子納品定義)

第1条 電子納品とは、業務の完成に係る提出物（以下「成果品」という。）を、電子情報により作成し提出するものをいう。ただし、電子情報の作成に係る基準は安城市が別に定める電子納品に関する手順（以下「手順書」という。）によるものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。

(成果品の提出)

第2条 電子納品の対象とする成果品は報告書（各種計算書含む）及び設計図とし、手順書等に基づき電子情報を電子媒体に記録し提出する。ただし、紙の書類及び図面による成果品の提出が別途定められている場合は併せて提出するものとする。また、電子納品の対象とする成果品のうち、電子納品として提出する必要のない部分は事前協議により定め、紙の成果品を作成するものとする。

(その他)

第3条 受注者は、成果品の作成にあたり、疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示を受けなければならない。